

令和4年6月15日

目次

審議の都合上、議題の順番を入れ替えて進行了しました。

※ Ctrlキーを押しながら目次をクリックすると該当箇所を表示します。

開会	1
(2) クリアウォーターOSAKA株式会社の中期計画の作成について	2
(1) 社会福祉法人大阪社会医療センターの令和3年度経営評価(財務運営の実績)について、	
(3) 社会福祉法人大阪社会医療センターの中期計画の変更について	13
(4) 株式会社大阪港トランスポートシステムの令和4年度事業経営評価にかかる指標・目標の設定について	21
(5) 公益財団法人大阪市救急医療事業団の令和4年度事業経営評価にかかる指標・目標の設定について	22
第194回議題5「一般財団法人大阪市文化財協会の中期計画の変更について」にかかる経過報告	23

開会

開会 午後1時30分

【小山法人担当課長】 定刻になりましたので、第195回大阪市外郭団体評価委員会を始めさせていただきます。

私は、本委員会の事務局を務めております総務局行政部法人担当課長の小山でございます。

それでは、議題に入りたいと思いますので、以後の議事進行につきまして、野村委員長にお願いいたします。

野村委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

【野村委員長】 本日は、委員全員にご出席いただき、大阪市外郭団体評価委員会規則6条2項により、会議が有効に成立しております。

本日の議題、1の「外郭団体の令和3年度経営評価（財務運営の実績）について」、2の

「外郭団体の中期計画の作成について」、3の「外郭団体の中期計画の変更について」、4、5の「外郭団体の令和4年度事業経営評価にかかる指標・目標の設定について」は公開で、6の「大阪市外郭団体の事業経営の評価等に関する指針を定める規程の一部改正について」は審議・検討情報により、また7の「大阪市の監理対象団体における大阪市退職者の採用等に関する指針を定める規程に基づく役員公募選考結果について」は法人情報ですので非公開で行います。

また、本来であれば、議題1の「外郭団体の令和3年度経営評価（財務運営の実績）について」から始めるところですが、審議の都合上、本日は、議題2の「外郭団体の中期計画の作成について」から始めさせていただきます。

(2) クリアウォーターOSAKA株式会社の中期計画の作成について

【野村委員長】 それでは、最初の議題について、事務局からご説明をお願いします。

【小山法人担当課長】 ご説明いたします。

クリアウォーターOSAKA株式会社において中期計画が作成され、所管所属である建設局からその内容について報告がありましたので、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱に基づき報告をいたします。

なお、同要綱に基づく総務局長の意見はございませんので、よろしくお願いいたします。

また、本中期計画におきまして、事業経営評価に当たっての指標及び目標が定められておりますので、大阪市外郭団体の事業経営の評価等に関する指針を定める規程に基づく指標及び目標の設定につきましても、併せてご報告いたします。

内容につきましては、所管所属からご説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【野村委員長】 それでは、所管所属からご説明をお願いいたします。

【建設局】 ご説明いたします。

建設局下水道部下水道管理担当課長の中山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

クリアウォーターOSAKA株式会社が作成しました中期計画について、お手元資料、中期計画の概要によりましてご説明を差し上げたいと思います。

まず、1の当該団体の事業経営を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の具体的な内容でございますが、中期目標で定めましたとおり、大阪市内一円下水道施設の包

括維持管理業務の確実な履行だけではなく、大阪府市下水道ビジョンに定めた府内市町村の事業運営支援を行うことをはじめとした広域的な業務の拡大に取り組み、下水道事業の持続、発展に貢献することとさせていただきます。

2の期間につきましては、令和4年7月1日から令和9年3月31日までの4年9か月間といたしております。

3番の外郭団体の事業経営の具体的な内容につきましては、中期目標におきまして、市域外業務の拡大に向けた業務執行体制の確立、具体的には、契約件数を増加させていくに当たり、従事する職員の技術力を向上させていくため、人材育成を推進することとしております。これに関しまして、中期計画では、本市の直営当時から、下水道の管路から下水処理場までをトータルで運転、維持管理してきたことによります価値、希少性、模倣困難性、それと組織の4つを他社にまねできない中枢となる強み、コアコンピタンスといたしておりますけれども、CWOブランドを確立することが広域的な業務を拡大していく上で最も重要と考えておりまして、それを継承、強化していくための人材育成の推進を、広域的な業務を拡大するための業務執行体制確立を図る上で最も重要な項目に位置づけております。

具体的に取り組めます事項といたしましては、様々な社内研修の実施や、日々のOJTを通じました知識・ノウハウの習得や技術継承といたしました人材の育成を強力に推し進めていくといたしております。業務執行体制といたしましては、DX、アライアンスを活用し、社員数は今後も1,000人程度を維持しつつ、業務領域・業務範囲の拡大を図っていくに当たり、本計画期間中の退職見込み者数が約60人となっております、このベテラン社員の退職により失われる技術力、それを、会社設立以降採用してきた若手のプロパー社員を中心といたしまして、専門的知識を習得した新規有資格者を確保することで補うことといたしております。

もう一つの取組といたしまして、府内市町村が抱える課題・ニーズに対して、当該団体が提供し得るソリューションをマッチングさせ、業務受注等につなげる取組を継続的に行うことが、府内市町村の下水道事業の持続性確保への貢献、広域的な業務の拡大に資すると考えております。そのため、当該団体は今後、大阪府、大阪市と連携いたしまして、市町村単位、あるいは広域化・共同化を意識したブロックごとの個別・具体的なニーズのヒアリング調査や、当該団体が提供し得る個別・具体的なニーズに応じた各種ソリューションの提案等を積極的に行っていくことといたしております。また、この調査いたしました

ニーズの結果につきましては、技術力の向上のための人材育成のメニューへも反映してまいりたいと考えております。

4 の中期目標・計画（期間）における外郭団体の各事業年度の事業経営についての目標につきましては、まず人材育成に関する取組の成果を図る指標といたしまして、下水道管理技術認定、下水道技術検定（3 種）の新規取得者数を設定しております。目標値は、先ほどご説明いたしました退職見込み者数と同数の60人の取得を期間中の目標と掲げております。各年につきましては、団体設立後、毎年15人から20名程度採用しておりますプロパー社員が人材育成の取組により、順次専門的知識を習得することで資格の新規取得がなされるため、年ごとの目標値を12人と設定させていただいております。

次に、自治体のニーズ把握とソリューション提供に向けた取組の指標といたしましては、ヒアリングの実施率を設定させていただいております。こちらは、大阪府内で下水処理場を管理しておられる6自治体と、当該団体が既に受託している自治体に隣接する7自治体、それぞれ100%の実施を目標値として掲げております。

5 番の「事業経営評価等に関する指針」において中期計画に定めることとした各事業年度の財務運営についての目標につきましては、広域的な業務の拡大に取り組み、下水道事業の持続、発展に貢献するためには、毎年純利益を確保することが経営基盤の強化につながるということから、令和8年度に税引前当期純利益4億1,100万円を確保することを目標といたしております。

最後に、6 番といたしまして、私どもの見解でございますが、事業運営の指標につきましては、府内市町村をはじめとした広域的な業務を行うために、CWOブランドの確立を最重要課題とし、その継承を強化していくための人材育成の推進について、研修の実施や、資格取得についての目標が設定されております。また、府内市町村が抱える課題、ニーズに対しまして、当該会社が提供し得るソリューションをマッチングさせ、受注につなげるためのヒアリング実施を目標として設定するとともに、人材育成メニューへの反映についても検討していくことといたしております。当該会社の目標は妥当なものと考えているところでございます。

財務運営の指標につきましても、当該団体は、本市下水道施設の包括的維持管理委託と府内市町村をはじめとした広域的な業務を受注しておりまして、その事業活動は受注による委託料にて賄うことで、事業開始以降、純利益を確保し続けております。本計画期間におきましても、税引前当期純利益を確保することにより、事業活動の遂行が可能となると

考えられますことから、当該団体の目標は妥当なものと考えております。

説明は以上でございます。

【野村委員長】 ありがとうございました。

では、委員の皆様からご意見やご質問がありましたらお願いします。

【水上委員】 委員の水上です。よろしくお願いいたします。

指標Ⅱ－ⅠとⅡ－Ⅱについてお伺いしたいんですけれども、説明を伺っていて、この違いがどういう形なのか、具体的に少しイメージしづらかったのですが、これは二つ合わせると、大阪府下の自治体、全自治体になるというようなイメージで合っていますでしょうか。

【建設局】 現在、クリアウォーターO S A K Aの方で、大阪市以外で大阪府の市の下水処理場を受託している自治体はございます。指標Ⅱ－Ⅰにつきましては、まず、今もう既に受注している自治体さんに対しましてコミュニケーションを取りまして、自治体さんはどのようなことに困っておられるのかということ把握いたしまして、それと、クリアウォーターO S A K Aが持っている能力とがマッチングできればさらなる事業拡大ということが期待されますので、まずはそういうヒアリングをやるということで、その当該市の課題解決に貢献することにつなげていきたいということで、それは、今受注している自治体さんと全ての自治体さんにヒアリングをしたいというのが1個目のことでございます。

2個目が、今受託している自治体さんの隣の自治体さんでも、やはり下水道施設というのはお持ちであったりとか、もちろん処理場があるところと処理場がないところとありますけれども、それでも下水管はありますので、そういったところに同じような話を、その自治体で、今はクリアウォーターO S A K Aは受託していませんけれども、下水道管理において、例えば専属の職員がいなかったりとか、技術職員がいなくて、どのような管理をしているのかとか、老朽化していく中で課題が出てくるとか、今後、そういう課題が出てくるリスクというのはございますので、まず対話することによってそういう課題に気づいていただいたりとか、またもう実際にお困りであったりとかということがありましたら、それに対して、クリアウォーターO S A K Aとしてどういうサポートが可能なのかという話をする。

特にこれ、隣接と書いておるのは、大阪府でも、国も、下水道施設の広域化・共同化を推進するという事で、自治体の枠を超えた水の融通であるとか、そういう一体的な管理というところに、国もそういったことをおっしゃっておりまして、大阪府におきましても、

府内を水の流れのような形で、横に幾つかのブロックに分けまして、43ある市町村をブロックに分けまして、ブロックごとで広域化の検討をしていきたいと思いますということで、大阪府も府内市町村に対して呼びかけをしております。そういった流れもございますので、クリアとしては、まず受託している自治体とやるのが1番。それと、その隣に隣接している自治体ともそういうコミュニケーションをして、新たな課題がないかどうか。それを、例えば広域化という方法もあるかもしれませんが、その自治体の受託をすることで、またそういう課題解決にクリアウォーターOSAKAがサポートできるということもあるかということで、隣接する自治体にも話をしていきたいと思いますということで、それを全ての隣接自治体にヒアリングをしたいと思いますというのが2番目の指標とさせていただいております。

【水上委員】 分かりました。ヒアリングの内容もⅡ－ⅠとⅡ－Ⅱでは異なる。

【建設局】 対象が違うというふうになります。

【水上委員】 あと、Ⅱ－Ⅰ、ちょっと読み間違えていたかもしれませんが、府内で下水処理場を管理する自治体というのは、府内でクリアウォーターOSAKAが管理するところ、というイメージですか。

【建設局】 今お尋ねのⅡ－Ⅰについては、処理場を事実として有する自治体なのかどうかということです。

Ⅱ－Ⅱに関しては合っています。

【野村委員長】 ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、このⅡ－Ⅰは、ヒアリングの対象になるのが府内で下水処理場を管理している自治体で、それはクリアウォーターが受託しているかどうかとは必ずイコールじゃないということですね。

【建設局】 関係がないです。

【野村委員長】 ちなみに、この自治体の数は幾つになりますか。

【建設局】 府内で5市1町、計画の7ページのところ、指標Ⅱ－Ⅰのところに記載しております。

【野村委員長】 6自治体ということですね。

【建設局】 はい。

【野村委員長】 指標Ⅱ－Ⅱは、今、クリアウォーターが業務を受託している自治体の隣の自治体対象になるということですか。

【建設局】 そうですね、受託している自治体の隣の自治体対象になります。

【野村委員長】 これは、7自治体と聞いていますが、それでよろしいですか。

【建設局】 さようです。

【野村委員長】 ちなみに、この隣というのは、上下左右とかありそうですが、一つ選択しているということになるんですか。

【建設局】 隣接している自治体全てとしております。

【野村委員長】 なるほど。それが7つということですね。

【建設局】 そうです。

【野村委員長】 すみません、途中で。お願いします。

【水上委員】 理解できましたので。

【佐藤委員】 委員の佐藤です。よろしくお願いいたします。

初めのところで、社員は今後、1,000人程度を維持しつつ、D X、アライアンスを利用して維持していくというふうな記述があるのですが、片や、この中期計画の中で60人程度退職されると。1年に直したら12人ぐらいで、そういうベテランの方の技術が高い人をカバーするために、資格を取られる方を退職者と同じ人数確保して能力を維持していくというふうに理解したんですけど、1,000人いらっしゃるということは、割とベテランの方に偏っているというわけでは今現在はないんですかね。この毎年12人辞められるということを考えたら、1,000人というのは割と多いなと思ったんですけども、この1,000人というのは、そういう技術の方以外にも、事務とか営業とかそういったことも含んでということですかね。

【建設局】 全社員とお考えいただきましたら。

【佐藤委員】 そしたら、この1,000人の内訳を教えてくださいのと、あとD X、アライアンスを利用してと書かれていますけど、もう少し具体的に、どういうことを考えて、この人数を維持しながら下水道施設を持たれているところの委託を増やして行って、周辺も増やしていかれるということが可能なかというところ、どういうふうに判断されたのかというのをちょっと教えていただきたいと思います。

【建設局】 1,000人の構成に関してですけども、そのうちのおよそ800名強が、今現在、現場での作業に当たる人間で、そのうちの大半の人間が大阪市内の下水道施設の維持管理、包括業務の方に従事しております。

社員の年齢構成的には、もともと大阪市の直営部門で所属をしていた人間がその大半となっております。この中の人間というのは、大阪市の方で、人員削減の流れの中で採用停止していたということもありまして、高年齢の方にどうしても寄っているところがありま

す。その新陳代謝、退職というのが、これからちょっとスピードとしては上がっていくという傾向にあります。

【建設局】 人数は、細かいところで言いますと、市の転籍組が大体600名近くで、あとプロパー職員が100名ほどで、あとOB職員の採用がございますので、それが百七、八十ございます。あと、契約社員、他都市からのOB採用が六、七十人ございまして、大きな内訳で言うとそういうところになります。

あと、ご質問いただきましたDXの推進ですけれども、こちらについては、計器の集中管理とか制御、そういったものを促進させて、今の人的管理を、ヒューマンエラーもありますので、できるだけそれを防ぐような形で機械投資、システム投資というのはしていくということと、アライアンスということだと、あくまで企業提携ですので、他社との企業提携をしていく中で我々の業務料金を見直していくとか、そういったことを想定して、できるだけ維持管理に係る部分についての職員を削減して、広域に打って出るための職員にまた充てていくとか、そういったことも含めて検討しているところです。

【佐藤委員】 ちょっと、今お聞きしたことの、理解の確認なんですけど、1,000人ぐらいいらっしゃるって、そのうち800人が現業の方で、200名の人が営業とか事務の方ということですかね。今、内訳で、大阪市から異動された方とかプロパーの方とかOBの方というのは今ご説明いただいた人数で、その方で800人ぐらいになると。内訳はそういうことですね。

アライアンスというのは、民間の企業との提携とか、そういうことですかね。DXというのは、もう着手されている？

【建設局】 しています。

【佐藤委員】 されているということで、その効果も出てきているというふうに理解したらいいですか。

【建設局】 そうですね、これから出そうですね。

【佐藤委員】 分かりました。

そういった体制で、今、大阪市以外のところの下水道施設を持っていられるところとは連携を密にされて、割と委託のスピードとかも、これは計画どおりにいっているんですか。あんまり増えるものでもないんですか。というのは、その1,000人で将来計画がちゃんと賄えるのかといったところを聞きたいなと思ひまして、多過ぎず、少な過ぎず、ちょうど1,000人で事業計画と合っているかといったところは見られていますか。

【建設局】 計画上はそうですね、今の1,000人規模の人員の中で、当然内訳等の調整というのは行いますけれども、この1,000人規模の中で他都市の業務領域の拡大というのを計画しておりますので、そこはこちらの方で想定した人数で収まっているというふうに理解しています。

【佐藤委員】 分かりました。あともう1点、割と年配の方が多いというお話もあったんですけど、1,000人のうち、5年間で60人退職というのと、そんなに多くないような、800人ですかね、ちょっとそういう印象も受けたんですけど、それは合っているんですか。

【建設局】 退職者数は計画しているとおりでして、中には再任用ということで、OB雇用なんかも想定していますので、OB雇用になるとちょっとその原因にならないので、そういったのもやりくりしながらやっている数値だと考えておりますので、単純に定年で来ているというわけではなくて、継続雇用ということも考えていますので。

【佐藤委員】 だから、OB雇用の人は差し引いて、本当に辞めてしまう方はということですね。

【建設局】 そうですね。完全に手が切れたと言ったらおかしいんですけども、ちょっとクリアから離れる人と、そういう目で見ていただければと思います。

【佐藤委員】 分かりました。ありがとうございました。

【堀野委員】 委員の堀野から質問させていただきます。

この財務運営の目標ということで、税引前当期純利益の額を上げていただいて、付けていただいた中期計画を見ても令和4年から令和8年ということで、売上高もそれぞれ上がっていき、販管費とかもいろいろ抑えながら増加するということなんだろうとは思ったんですけども、この期間前になってしまって恐縮なんですけど、手元である法人情報とかを見ていると、その令和2年とかよりも以前というのが、税引前当期純利益で4億円とかというレベルを出していたということがこちらの資料であるので、そこがある意味減ってしまっているということで、その減ったところからのスタートというのは、ここはどういうふうに見たらいいのか、その点について教えていただければと思います。

【建設局】 大きな要因としましては、大阪市との包括業務委託、これがクリアウォーターOSAKAの売上げのほとんどを占めているところになっております。この契約に関しましては、今年度、令和4年度から新たな契約、20年間の長期委託という形での契約を新たにまいております。契約を新しくするということで、経費の考え方でありまして、今まで大阪市の方から貸与していた物品であるとか、そういうところが仕様によってもう

使用できない状態になっているというところで、クリアウォーターOSAKAの方で用意をするという形で、経費などの見方というのが前の契約とはちょっと変わっている状況になっておりますので、その辺りの部分を考慮しまして、利益の部分の見方というのはちょっと変わっているとは聞いております。

【堀野委員】 ありがとうございます。確かに、販管費がすごく変わっているようには見受けられたので、そういうことであれば理解できました。ありがとうございます。

【野村委員長】 野村から少しお伺いします。

指標のⅡ－ⅠとⅡ－Ⅱのところ、ヒアリングの実施率、毎年100%というところを指標に置いておられるんですけども、別途頂いている中期計画についての冊子といいますか、それも一緒に併せ見ますと、毎年全自治体に接触しますと。2022年は具体的なニーズ把握をして、2023年度に、ニーズとこちらが提供できることのマッチングを図ると。2024年以降に具体的な提案書を作成するなどしてというような進捗が書かれているんですけども、それは、イメージとしては、結構年単位の進捗というか、割とゆっくりだなというイメージなんですけど、この業界ではこういう感じの進捗なのが通常なんでしょうか。何か年に1回しか接触しないようなイメージに読めてしまうんですけども、どんな感じの、これは最後に多分受託の契約を取ってくるというところがゴールなのかなと思うんですけど、何年がかりぐらいで一般的に折衝を始めて成約に、ケース・バイ・ケースかとは思いますが。

【建設局】 どうしてもこういう下水道施設の維持管理という仕事を預かるという場合に、当然顧客といたしましては自治体になります。ですので、民間同士でしたら、例えばサービスをアピールして、それが先方のニーズとマッチして、じゃ、採用しようということで、割とすんなりと契約ということになると思うんですけども、自治体との間の場合ですと、クリアウォーターOSAKAのサービスのよさというのをまず理解いただけたとして、そこから自治体側の方で予算を要求する。そしてまた、その予算がちゃんと議会で議決されて予算が通る。そこからようやく発注ということになりまして、それも随意契約とは限らないわけでございますので、それを委託を発注して、それを競争入札の中で取っていくと、そういう結構長いプロセスが必要になってまいります。

また、例えば下水処理場ですと、今まで直営で管理しているものを仮に外部に委託するとなると、これは結構大きな政策判断になりますので、簡単に予算要望をしてやっていくという、もう一つその前の政策として、そういう外部委託をするのかしないのかという議

論も必要になってまいりますので、こういうコミュニケーションをしていながら、自治体側の方でもそういう意思決定というのを並行してやっていただくということ。その部分に関しましては、ここの行動計画の中で、会社から見ると相手側の話になりますので、そこまで細かい話というのは書いてないんですけれども、クリアとしてはこういう姿勢で臨んでいきますと。先方のニーズを把握する、それに対してソリューションを提供する。それを先方が理解していただいて、それをまたさらにコミュニケーションを深めていくという中で、片一方で自治体側でそういう政策判断というのが並行してきますので、やはりこういった年数というのがかかってくるのが実態かなと考えております。

【野村委員長】 ここで、ヒアリングの実施をすれば、その数によって達成率ということだと思えるんですけども、どの程度までといいますか、何をすれば達成というふうに見るのかというあたりのイメージはございますでしょうか。

【建設局】 ご提案をいかにさせていただけるか、その提案を受け取っていただける状況が一つの、今申し上げたプロセスでいきますと、契約がゴールなのかというイメージになってしまうんですけども、ヒアリングというのは、そのままいくということではもちろんなく、何度もそれを重ねた上での提案書の作成が一つの案件に対する処置なのかなというイメージですので、それをもって一つのヒアリングが完了したというのが条件になるのかなという感じなんですけれども。

【野村委員長】 多分、1年目、令和4年度の間に提案書までということはなかなか、多分この計画によると想定されていないのかなと思ったんですけど、そうすると、例えば令和4年度にヒアリングをやりましたよと言えるレベルというのはどのぐらい、多分最初のコンタクトになるのかなと思うんですけど。

【建設局】 最低限のラインとしては、まず指定した自治体にそれぞれちゃんと面談してコミュニケーションを取って先方のニーズを拝聴する。

【野村委員長】 聞き出すと。

【建設局】 というところは最低限のラインとしてあると思います。もちろん、コミュニケーションする中で、先方と適切な情報が頂けるようでしたら、自治体によっては具体的な提案というのもひょっとしたらあるかもしれませんし、それはもう本当にコミュニケーションしていく中でどこまでいけるかという話だと思います。

【野村委員長】 分かりました。

ほかにはございますでしょうか。よろしいですか。

【市口委員】 今の委員長の質問に補足するような形なんですけど、ヒアリングの実施とかを図る上で、何か成果物的なものというのは特には考えていないという感じですかね。

【建設局】 成果物としたら、ヒアリングの分析をクリア側でやっていきますので、そういったニーズ把握の分析というのは成果物になるのかなと思います。

【市口委員】 何らかの形で、ヒアリングをやった内容については分かるような報告書というか、そういうものはあるべきだろうということですね。

【建設局】 当然、協議結果を基にですけれども、電話して向こうと話したからいいだろうと、そういう簡単な目標と言うつもりは全くなくて、当然、ヒアリングして分析してということと、後は相手との信頼関係もございますので、一番良い形で言うと、例えば会議体なんかを作って、継続してそういう話ができればいいんですが、ただ、ちょっとまだ自治体のそういった交渉というのも見えない部分もありますので、まずはヒアリングというのが第一義であって、分析していく。そこからまた向こうとの関係を作って、会議体とかそういうのを作れば一番いいんですが、ちょっとそういうところに臨んでいきたいなと思っていますので、当然、進めばまた年度計画などでもまた反映させていただくことができるかもしれませんが、現時点で予測できる内容としては、ちょっとこちら、表現がおかしかったら大変申し訳ないんですけれども、その分析までを一応市としては想定しています。

【市口委員】 こちらとしたら、何となくヒアリング、話聞いただけということでこれがオーケーというふうになってしまうとちょっとどうなのかなと思ったので、何らかの形の報告書というか、そういうのがあった方が良いでしょうねというところでちょっとお聞きしたわけです。

【建設局】 ありがとうございます。

【建設局】 余談になるのかもしれませんが、私の個人的な経験談ですけれども。

平成15年ぐらい、いわゆるPPP、PFIなんかが世間でいろいろとご議論いただけるような状況があった時に、実は私、その時に担当係長でしたが、民間の方に、処理場1個面倒見られるかというようなお話をさせていただいたことがありまして、その時に、大阪市の施設を面倒見るのは無理やというご回答を頂いたんですよ。それは、老朽化しているからとかというようなことがあって、恐らく、これは私の想像がほとんどなんですけれども、やはりその状況を把握するというのが非常に重要なかなと感じています。なので、その辺りを十分ヒアリングの中で、CWO、クリアウォーターが確認する作業というのは

重ねる必要があるのかなというイメージは持っています。

【市口委員】 分かりました。

【野村委員長】 それでは、質疑応答については以上で終了とさせていただきます。ありがとうございました。

今のクリアウォーターの中期計画ですけれども、特にご意見はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【野村委員長】 はい。

**(1) 社会福祉法人大阪社会医療センターの令和3年度経営評価(財務運営の実績)について、
(3) 社会福祉法人大阪社会医療センターの中期計画の変更について**

【野村委員長】 それでは、続いての議題について、事務局からご説明をお願いします。

【小山法人担当課長】 ご説明いたします。

福祉局が所管する外郭団体である社会福祉法人大阪社会医療センターの令和3年度経営評価(財務運営の実績)につきまして、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例第7条第4項の規定に基づき諮問をいたします。

内容につきましては、所管所属からご説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【野村委員長】 それでは、所管所属からご説明をお願いいたします。

【福祉局】 福祉局生活困窮者自立支援室長の向井でございます。

日頃は、本市の福祉行政にご理解、ご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

これから、私たちが所管しております社会福祉法人大阪社会医療センターにつきまして、令和3年度事業経営に関する評価の財務運営の実績について諮問させていただきます。

大阪社会医療センターは、令和2年12月に新病院への移転、開院を行い、本市が求める医療及び福祉サービスの一体提供を求め、より地域に開かれた拠点病院として運営を進めてきたところでございます。

内容につきまして、自立支援課長の舟橋からご説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【福祉局】 福祉局自立支援課長の舟橋でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

社会福祉法人大阪社会医療センターの令和3年度事業経営評価(財務運営の実績)についてご説明させていただきます。

お手元の資料、様式3、令和3年度事業経営評価をご覧くださいと思います。

令和3年度分として策定した計画に対する達成状況についてでございます。資料上段の年度計画達成状況欄に記載しておりますが、団体は、財務運営指標の一つ目として、財務基盤を確保するため、医業収益の増加を図るとして、医療事業収益額としております。令和3年度の目標値13億237万6,000円に対しまして、実績は13億2,105万3,000円となり、目標は達成しております。

また、指標の二つ目といたしましては、病床の効率的運用を図るとして、病床利用率としております。病床利用率は、目標値86.00%に対し、実績は85.62%と、僅かながら未達成となっております。なお、両指標の令和4年度の目標値につきましては、次の議題でご報告いたします中期計画の変更内容を反映しております。この結果につきまして、外郭団体の自己評価を資料中段に記載しております。指標の達成状況は、Cの指標一部未達成、中期計画に対する進捗状況はIの遅れありとしております。

まず、団体の総合的な評価につきましては、大阪府等からの要請によりまして、新型コロナウイルス陽性患者を受け入れる重点医療機関等として指定を受け、軽症、中等症の受入れを行い、一般急性期病床の稼働は50床中23床となっております。このことにより、医療事業収益は、入院収益が、国、大阪府、大阪市から陽性患者受入れに伴う各種補助金が約2億5,000万円あり、これは、本来稼働できたはずの病床を陽性患者対応で使用できなかったとのことでございますので、その補填財源でありますことから、医業収益全体ではこれを足しまして、目標値の約13億円を達成することができました。

また、病床利用率につきましては、先ほど申し上げました新型コロナウイルス対応により、空床とする必要があった空床数を除きました実稼働病床ベースで算出しておりまして、目標値をほぼ達成できていると評価しております。

次に、最終目標達成に向けた課題及び課題解消に向けた次年度以降の取組についてでございますが、新型コロナウイルスの収束が見通せない状況下であり、医業収益や病床利用率の達成に悪影響を与えたり、経営の安定化に遅れが生じる可能性が残っていると考えております。このような中、新病院開院時の課題であった訪問看護ステーションにつきましては、令和4年2月から運用を開始し、残る療養病床につきましては、早期に開始させるため、令和4年4月中旬から、急性期病床のうち、療養病床での看護に適する患者を選びまして試行的に運用しており、3か月の実績期間を経て近畿厚生局へ療養病床の本届出を行い、新たな収益を確保して医業収益の増加につなげるため、現在取り組んでいるところ

でございます。

また、ワクチン接種を実施することで、安心して医療が提供できることを周知するとともに、他の医療機関などと連携した受診者数の増加を図り、併せて、インターネットによる広報を活用することなどで、目標の達成と安定した経営を行えるというふうに考えております。

続きまして、資料下段の財務に関する専門家の評価をご覧いただきたいと思います。

団体において、先日、法人の監事に就任されております公認会計士による監査を受け、監事からは、新病院建設のために民間金融機関からの融資の一括繰上返済を年度末に行い、長期借入残高が7億1,900万円から5億8,600万円に減少させたこと。また、残る融資残高は公的な金融機関だけで返済は順調であり、直ちに法人運営に影響が生じることはないが、新型コロナウイルス陽性患者への対応も各方面から求められており、運営は引き続き厳しい状況であり、今後、黒字を継続しなければ、さらなる財務内容の悪化も懸念されるのご意見を頂いているところでございます。

これらを受けまして、本市の審査につきましては、裏面上段に記載しておりますが、まず、中期計画に対する進捗状況につきましては、イの遅れありといたしました。新型コロナの重点医療機関として陽性患者の受入れを行ってまいりましたが、新型コロナウイルスの影響による一般病床への入院控え等を踏まえますと、稼働率の向上が見込めず、財務内容の悪化が懸念されるところでございます。また、新病院開院時の課題であった訪問看護ステーションは令和4年2月から運用開始することができたものの、残る療養病床は人材の確保が困難となり、次年度以降に見送ることとなり、令和4年4月中旬から、急性期病床のうち、療養病床での看護に適する患者を選んで試行的に運用を開始するなど、8月からの療養病床の本格稼働に向けて取り組んでいるところではありますが、結果として指標の一部が目標未達成のため、イの遅れありとしたところでございます。

最後に、下段の本市の評価をご覧いただきたいと思います。

当該団体は、あいりん地域及びその周辺において生活をしている生計困難者に対し、医療及び福祉サービスの総合的な提供を行う病院を経営しております。団体を所管する福祉局といたしましては、令和3年度は新型コロナウイルス軽症・中等症患者の受入れを行ってきたことで、各種補助金の収入もあり、医業収益の目標値は達成することができ、また、病床利用率もおおむね達成することができましたが、令和4年度も引き続き新型コロナの影響が見通せない中で、療養病床の本格稼働の遅れもあり、安定した経営に向けた改善が

求められるところであります。今後も、広報活動等を通じて医業収益の増加に努めるとともに、療養病床の早期の稼働をめざし、引き続き、地域に開かれた医療サービスの拠点として取り組まれたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

【野村委員長】 ありがとうございました。

では、委員の皆様からご意見やご質問がありましたらお願いします。

【水上委員】 委員の水上です。よろしくお願いします。

最後の市の評価のところでは、私の方で理解が間違っているのかもしれないんですけども、コロナの患者の受入れに伴う補助金収入というのは医業収益には含まれないのですか。

【福祉局】 補助金収入と、あともう一つは協力金という形のものがあります。補助金の方は、本来稼働できた病床を、コロナ患者を入れるために、そこを空きの状態にしておりますので、そちらに対する補助金につきましては医業収益に入れさせていただきました。協力金等につきましては、協力したことによる対価という意味合いでございますので、そちらの方は医業収益には含んでおりません。

【水上委員】 分かりました。

この点について、もう1点お伺いしたいんですけども、専門家の評価のところでご説明いただいた、各種補助金が入り、長期借入残高が減少したというお話だったと思うんですけど、2億5,000万、それがそのまま返済の財源になったわけではないのかなというふうに読んでいたんですけども、その額というのも今のような協力金等の違いによるものなんでしょうか。

【福祉局】 先ほどの借入金の返済金は1億3,300万円返還しております。先ほど協力金と申し上げましたけれども、こちらの方は1億7,600万円の収入を得ております。ですから、その範囲内ということになります。

【水上委員】 ちなみに、使われなかったといいますか、補助金の残額というのはどういう扱いになるのでしょうか。基金化するとかですね。

【福祉局】 いや、基金化せずに、次期繰越の資金として処理しております。

【水上委員】 はい、ありがとうございます。

【野村委員長】 借入れの弁済の原資に充てたのは補助金の方ですか。

【福祉局】 いえ、協力金の方になります。

【野村委員長】 協力金ですね。

【福祉局】 はい。

【野村委員長】 補助金は別途2億5,000万ある。

【福祉局】 補助金はあくまでも医業の収益ということにしておりますので、そちらの方は通常の患者さんへの対応の人件費であるとか、そういったところに回っております。

【野村委員長】 協力金が1億7,600万あって、そのうち1億3,300万を返済に当てたということですよ。

【福祉局】 はい。

【佐藤委員】 佐藤です。

今のご説明を私なりに理解したところを申し上げますと、当初予定していた数値的な医業収益であるとか病床利用率については、コロナの補助金であるとか、コロナの患者の方が入られたりとかすることでほぼ達成はできているけれども、新しい病院を建設された時に想定されていた訪問看護であるとか、本体のところは当初の予定とは、なかなかコロナの影響もあって、あんまり進んでいないと。ただ、令和4年2月とかに徐々には進められているけど、十分にまだ進んでいないということで、遅れありというように評価されたという理解でよろしいですか。

【福祉局】 そうですね。そういったことから、療養病床というところと訪問看護のところは別としまして、一般病床の方が86%入るだろうということで計画は立てていたのに対しまして85.62%となったことで、僅かでございますが未達成ということで遅れが出ていますということにさせていただきました。

【佐藤委員】 ということは、それを判断されたのはその数値の部分で、ただ、数値でないけれども、当初されようとしていた取組もちょっと遅れているということですね。

【福祉局】 そういうことです。

【佐藤委員】 あと、人材確保がなかなかうまくいっていないといったところがお話の中でありましたけど、コロナも大変ですけど、一時のすごく大変なところからは少し落ち着いてきていて、本来の目的を達成するために人材というのはとても重要かと思うので、これは次期以降になると思うんですけど、これも課題というふうに認識しておいたらいいたいですか。

【福祉局】 そうですね。

【佐藤委員】 分かりました。ありがとうございます。

【野村委員長】 よろしいでしょうか。それでは、令和3年度経営評価に対する質疑応答については以上で終了いたします。

答申の取りまとめについては、次の議題と合わせて行いたいと思います。

【野村委員長】 続いての議題について、事務局からご説明をお願いします。

【小山法人担当課長】 ご説明いたします。

社会福祉法人大阪社会医療センターにおいて中期計画が変更され、所管所属である福祉局からその内容について報告がありましたので、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱に基づき、報告をいたします。

なお、同要綱に基づく総務局長の意見はございませんので、よろしくお願いいたします。

また、本中期計画におきまして、事業経営評価に当たっての指標及び目標が定められておりますので、大阪市外郭団体の事業経営の評価等に関する指針を定める規程に基づく指標及び目標の設定につきましても併せてご報告いたします。

内容につきましては、所管所属からご説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【野村委員長】 それでは、引き続きご説明をお願いいたします。

【福祉局】 今般、新型コロナウイルスの影響を受けたことによりまして、中期計画の指標であります医療事業収益額及び病床利用率の令和4年の分につきまして変更することとなりましたので、お諮りいたします。

それでは、舟橋の方から説明いたします。

【福祉局】 引き続き、自立支援課長の舟橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元の資料、中期計画の概要をご覧くださいと思います。

今回変更しております主要の部分につきましては、裏面をご覧くださいと思います。

5の中期計画に定めることとした各事業年度の財務運営についての目標における指標Ⅰの医療事業収益額と、指標Ⅱの病床利用率になります。

まず、指標Ⅰの医療事業収益額についてでございますが、令和4年度の目標値を当初の14億879万9,000円から13億5,189万3,000円に変更するものでございます。これは、令和3年度の事業実施の結果、療養病床の本格稼働の遅れなどに伴い、医療事業収益額の減少を見込み、目標値を見直すこととするものでございます。

次に、指標Ⅱの病床利用率についてでございますが、当初目標値86.00%から80.00%に変更するものでございます。大阪府から新型コロナの重点医療機関として指定を受け、陽性患者の受入れを行ってきたところでございますが、重点医療機関の指定に係る今後の方針が大阪府から示されていないことや、新型コロナの影響による一般病床への入院控え等を踏まえますと、稼働率の向上がなかなか見込めないということから、目標値を変更するものでございます。

なお、両指標につきましては、令和5年度以降は新型コロナウイルスの感染状況が一定収束すると見込むことから、目標値については当初どおりとしているところでございます。

右欄の6の所管所属の見解でございます。

下段の財務運営の目標についてにございますように、療養病床の本格稼働の遅れやこれまでの実績を基に、より実情に見合った医療事業収益額等の試算を行い、変更されたものであることから、指標として妥当であると判断しているところでございます。

私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【野村委員長】 ありがとうございました。

では、委員の皆様からご意見やご質問がありましたらお願いします。

【市口委員】 委員の市口です。

質問なんですけれども、指標Ⅱの病床利用率なんですけれども、86%から80%に令和4年度、目標値を変えますということです。先ほどの令和3年度の事業経営評価の方では、令和3年度、目標率86%で実績値は85.62%。確かに目標値は下回ったんですけれども、85%強というところで、それ相応に病床利用率という点では実績率は上がっているんですけど、その辺、令和4年で80%に目標率を下げているというところは、先ほどのご説明でもあった、要は、去年の11月、重点医療機関に格上げされて、コロナの病床として9床を受け入れることになって、それが令和4年度当初からもずっと来て、その先どうなっていくかがよく分からない。要するに、その9床というところでの、それが1年間続く可能性があるからこの病床利用率になっていると、そういう理解でいいんでしょうか。

【福祉局】 病床利用率につきましては、委員おっしゃいますとおり、コロナの影響によりまして、医療に従事する者がそのコロナ病床の応援に入ること、一般急性期病床では受入体制が整わないというところもございますし、それと、あと入院控え等によって一般病床への入院患者が減るだろうと想定しているところでございまして、先ほどの令和3年度の85.6%の病床利用率の出し方でございますけれども、こちらの方は、軽症・中等症

の専用病床と一般急性期病床の合計としまして、受入れに伴う9床分については母数から除いて計算しております。

具体的に事例で申し上げますと、今、一般急性期病床としては50床ございますけれども、大阪府からの要請により、先ほどもございましたけれども、軽症・中等症受入病床9床となりました。それに伴って、受入れができなくなる病床が1床当たり2床ということになりますので18床ございます。それを、先ほどの50床から18床を引いた32床を母数にして令和3年度の病床利用率を出させていただいております。

令和4年度につきましては、そういった動向が見通せない中でございますので、こちらにつきましては、一般病床50床に対してどれだけ利用されるかというところを勘案いたしまして、コロナ前の令和3年1月から3月までの実績の病床利用率を採用させていただいたというところでございます。

【市口委員】 だから、令和3年の実績率と令和4年度の目標値の率との間で分母が違ってきている。だから、それは一つは、要は、令和4年度は状況がどうなるかまだ分からないからというところでそういうふうに書いているというか、令和2年度以前ですかね。

【福祉局】 そうですね、令和2年度の新しい病院が開院した後の実績ですね。

【市口委員】 実績率で割り出したということですか。

【福祉局】 はい。

【市口委員】 分かりました。

【堀野委員】 委員の堀野です。

今の市口委員からのご指摘にちょっと補足というか確認なんですけど、先ほど、分母の数が23が令和3年で、令和4年になると、ここは50を分母にしていると。分子については、令和2年の実績を参考にしながら出しつつ、ただ、それでもやっぱり50で70%となると、35床とかそんなぐらいになっちゃって、もしこのままコロナの23床ということになると、それをかなり上回ってしまうことになってしまうので、何がしかの、そこまでの何か調整なりを考えての80というのを出したというふうに考えたらいいんですかね。

【福祉局】 先ほど申し上げました令和3年1月から3月というのが、ちょうど新病院を開院いたしまして、徐々に一般病床に入院患者が入ってきたというところでございますので、今回も、もしコロナがなくなった場合も徐々に一般病床に転換していったって、そこを増やしていくのではないかとということが想定されますので、その数値を採用させていただいたということになります。

【堀野委員】 ありがとうございます。

【野村委員長】 ほか、よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【野村委員長】 それでは、質疑応答については以上で終了いたします。ありがとうございます。

まず令和３年度経営評価についての答申ですけれども、これは特に相当と認められるということでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

【野村委員長】 それでは、その意見書をメールでお願いします。

【小山法人担当課長】 分かりました。意見がない場合の答申案をご確認いただくようにいたします。ありがとうございます。

【野村委員長】 あと、中期計画の変更の方は、こちらも特に意見はございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【野村委員長】 はい。

【小山法人担当課長】 ありがとうございます。

（４）株式会社大阪港トランスポートシステムの令和４年度事業経営評価にかかる指標・目標の設定について

【野村委員長】 では、次の議題に行きますか。

【小山法人担当課長】 では、次の議題を説明させていただきます。

外郭団体は、所管所属と協議して、評価の指標及び当該指標による目標を設定し、当該目標を中期計画及び年度計画に定めることとなっております。

本日は、株式会社大阪港トランスポートシステムにおいて設定しました令和４年度事業経営評価に係る指標及び目標について、所管所属である大阪港湾局を通じて提出がありましたので、大阪市外郭団体の事業経営の評価等に関する指針を定める規程に基づき、ご報告をいたします。

詳細につきましては、法人担当課長代理の秋山からご説明をさせていただきますので、よろしくお願いします。

【秋山法人担当課長代理】 では、資料は４つ目、「指標・目標設定（年度計画）の概要

【O T S】」のファイルをご覧ください。

1 ページ目の最初に団体名、所管所属名、当該団体の事業経営を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の具体的な内容、その下の左半分が中期目標、右半分が年度計画の令和4年度の対象事業活動実績に関する評価の指標及び目標、2 ページ目に参りまして、左半分が令和4年度の財務運営の実績に関する評価の指標及び目標、右半分に所管所属の見解が示されており、団体の指標・目標は妥当であるとの見解が記載されております。

令和3年度の対象事業活動についての経営評価の結果を今年2月15日の第189回評価委員会にて諮問いたしましたところ、特にご意見はありませんでしたので、令和4年度の指標・目標につきましては、中期計画からの変更はございません。

ご参考に、次の3 ページ目、4 ページ目に中期計画の概要を添付しております。

簡単ではございますが、ご説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

【野村委員長】 ありがとうございました。

委員の皆様からご意見やご質問があればお願いします。ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【野村委員長】 では、この件の質疑応答については以上で終了します。

【小山法人担当課長】 ご意見もなしということで処理させていただきます。ありがとうございます。

(5) 公益財団法人大阪市救急医療事業団の令和4年度事業経営評価にかかる指標・目標の設定について

【野村委員長】 では、次の議題について、事務局からお願いします。

【小山法人担当課長】 ご説明いたします。

先ほどの株式会社大阪港トランスポートシステムと同様に、公益財団法人大阪市救急医療事業団において設定いたしました令和4年度事業経営評価に係る指標及び目標につきまして、所管所属である健康局を通じて提出がありましたので、大阪市外郭団体の事業経営の評価等に関する指針を定める規程に基づき、ご報告をいたします。

詳細につきましては、法人担当課長代理の秋山からご説明をさせていただきます。

【秋山法人担当課長代理】 資料は5つ目、「指標・目標設定（年度計画の概要）【救急】」のファイルをご覧ください。

様式は、先ほどの大阪港トランスポートシステムと同じでございます。

所管所属の見解としましては、団体の指標・目標は妥当であるとのことです。なお、救急医療事業団につきましても、令和3年度の対象事業活動についての経営評価の結果を今年2月15日の第189回評価委員会にて諮問いたしましたところ、特にご意見はありませんでしたので、令和4年度の指標・目標につきましては、中期計画からの変更はございません。ご参考に、中期計画の概要のファイルも添付しております。

簡単ではございますが、ご説明は以上です。よろしくお願いいたします。

【野村委員長】 ありがとうございます。

では、委員の皆様からご意見やご質問がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【野村委員長】 では、質疑応答については以上で終了とします。

意見も特になしということですのでよろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【野村委員長】 はい。

【小山法人担当課長】 ありがとうございます。

第194回議題5「一般財団法人大阪市文化財協会の中期計画の変更について」にかかる経過報告

【野村委員長】 それではここで、前回の委員会において意見の取りまとめを保留しておりました大阪市文化財協会の中期計画の変更について、改めて事務局からご説明をお願いします。

【小山法人担当課長】 ご説明をさせていただきます。

前回の評価委員会で取扱いが保留となっておりました大阪市文化財協会の中期計画の変更なのですが、各委員ご存じのとおり、既にメールのやり取りで所管所属、団体への確認事項について、その結果をメールでご報告させていただきまして、委員会としても意見なしということで、メールでご意見を確認させていただいて処理はさせていただいておりますけれども、前回の評価委員会と同様、本来公開でご審議いただくべき内容でございますので、このままでは、言ってみれば、議事録に何も残らないような形になってしまいますので、ちょっともう一度こちらの方からご報告をさせていただきたいと存じます。

一応参考に、先生方のパソコンの方にも前回の評価委員会資料、文化財協会の中期計画

の変更の分もお付けしておりますので、適宜ご参照いただければと思います。

この文化財協会の事業費の収支につきまして、前回の評価委員会では、収支年度にタイムラグがあるような所管所属のご説明になっておりましたけれども、この説明は誤りで、実際には同一年度で処理をされているということで修正の報告がございまして、令和4年度の受託収入が令和3年度とほぼ同額であるにもかかわらず、調査事業費が増額になっているというところ辺が疑問点の出発点ということになっておりました。

そこに対しましては、調査の中でも、大規模な調査と小規模な調査というものがございまして、大規模な調査は再委託により事業費が大きくなるものの、マンパワーは比較的少なくて済むので人件費は少ないという特性があって、一方、小規模の調査は、業務量にかかわらず発生する固定経費のみということで、事業費は少なくて済むものの、人件費としては大きく膨らんでいくという特性がある。その前提の中で、令和3年度は小規模調査が多くを占めていましたけれども、令和4年度は大規模調査の受託が増加するという見込みでありますので、令和4年度は人件費も落ちているように、マンパワーの減というのがあるんですけれども、マンパワーの減により人件費が減少しているものの、受託収入は令和3年度とほぼ同額になるとともに、この再委託の増の影響がマンパワーの減による影響を上回って、調査事業費は令和3年度から増額となっているという旨のご説明を頂いたところ です。

これらを受けまして、評価委員会としましては、中期計画の変更についても、先ほど申し上げたとおり、意見なしということで頂戴いたしましたので、所管所属の方を通じまして、団体へももうお伝えさせていただいているというところでございます。

以上、報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

【野村委員長】 ありがとうございました。

それでは、これより委員会を非公開としますので、関係者以外の方は退室願います。